

主な復興事業の進捗状況と今後の予定 (第15回:テーマ「復興交付金事業計画」)

毎月15日号では、主な復興事業の進捗状況と今後の予定をお知らせしています。今回は、復興事業のうち主にハード事業の財源として国から交付される復興交付金について紹介します。

復興交付金は、平成23年12月7日に成立した「東日本大震災復興特別区域法」により、震災により著しい被害を受けた地域の円滑、迅速な復興を支援するために国から交付されるものです。

<復興交付金の対象となる事業>

復興交付金を活用して行うことができる事業には、基幹事業と効果促進事業の2種類があります。

○基幹事業

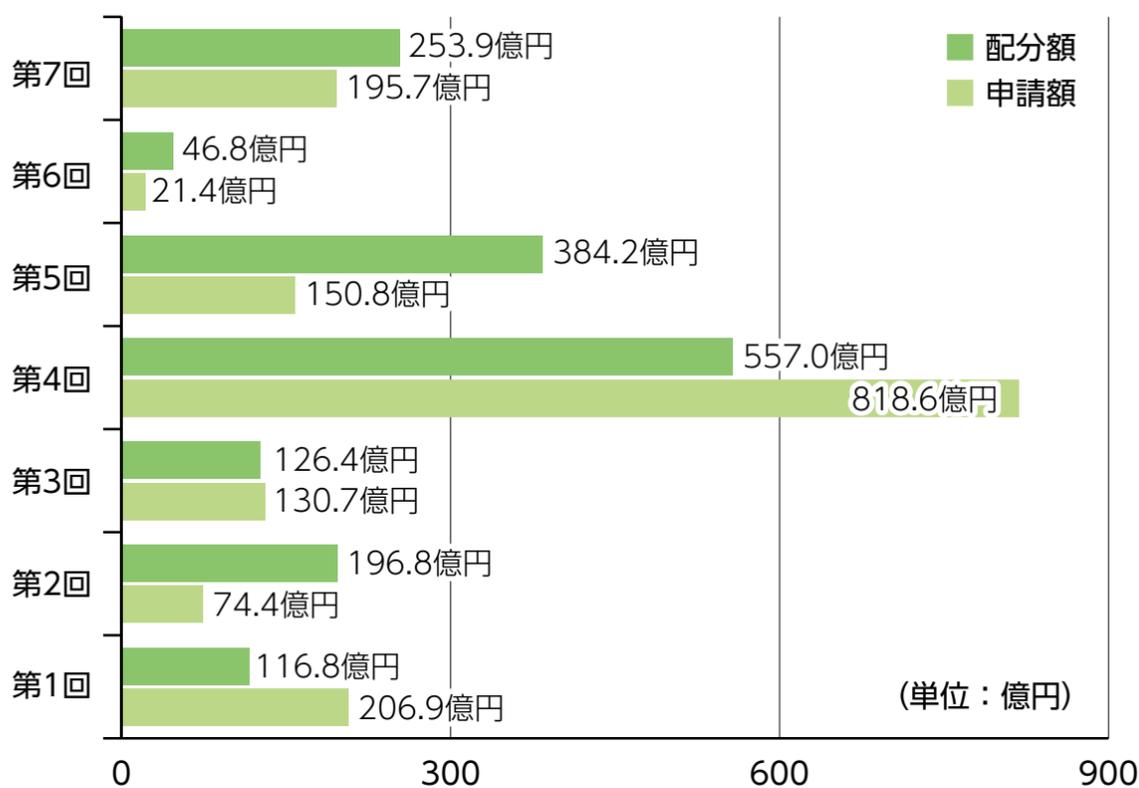
被災した地域の復興に不可欠な基盤を整備することを目的とした事業で、文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省の5省から40事業が交付金の対象事業として指定されています。

○効果促進事業

基幹事業の効果を促進することを目的とした事業で、市の実情に合わせて柔軟に事業計画を作成し、事業を実施することができます。

<これまでの申請額・配分額と事業実施までの流れ>

【復興交付金の申請・配分状況】



回数	配分を受けた主な事業
第7回	復興公営住宅の整備 新市街地の下水道整備
第6回	復興公営住宅の整備 産業拠点の形成(須江地区)
第5回	防災集団移転の促進 復興公営住宅の整備
第4回	土地区画整理事業 がけ地近接等危険住宅移転事業
第3回	水産加工業施設整備の支援 津波避難場所の整備
第2回	防災集団移転の促進 漁港・港湾施設へのソーラー照明設置
第1回	復興公営住宅の整備 借上型復興公営住宅の供給

【復興交付金事業実施までの流れ】

①事業計画の提出

事業実施の区域、事業内容、計画期間、災害との関連等を記載した事業計画を作成し、内閣総理大臣(復興庁)に提出します。

②事業計画の修正

市が提出した事業計画について復興庁が検討を行い、復興交付金の交付可能額を市に通知します。これに基づいて当初提出した事業計画を修正し、内閣総理大臣(復興庁)に交付申請を行います。

③交付決定

申請した事業計画について、復興庁が各事業を所管する省へ伝達し、交付決定が各省ごとに行われ、交付金が交付されます。これにより事業着手が可能となります。

平成24年1月に第1回の事業計画の提出を行ってから、第6回までに約1,428億円の配分を受けています。また、第7回の交付可能額が先日通知され、254億円について交付申請を行います。

＜第6回・第7回の事業計画で採択された主な事業の概要と今後のスケジュール＞

（仮称）石巻東学校給食センター事業

震災により壊滅的な被害を受け使用できなくなった湊学校給食センターと渡波学校給食センターの両施設を統合し、（仮称）石巻東学校給食センターとして再建をします。

現地での新築復旧の際は、アレルギー対応食の調理や食に対する学習スペース等を設けた施設の整備を行います。



津波復興拠点整備事業（石巻駅周辺地区）

行政機能や医療機能、交通機能が集積する石巻駅周辺エリアを、今後の災害時においても都市機能を維持した防災拠点としての役割を担っていくため、災害時の司令塔機能や防災教育機能を持つ（仮称）防災センターや、高齢化社会に対応するための地域包括ケアの拠点機能を持つ（仮称）ささえあいセンター等の整備、周辺道路等のインフラ機能の整備を行います。



雄勝中心地区・鮎川地区拠点エリア整備事業

【雄勝中心地区】

雄勝地区の復興を先導し、人口流出を食い止めるため、住宅・公共公益施設・商業施設・観光施設が一体となった魅力ある地域を再構築します。



【鮎川地区】

かさ上げ地を整備することで安心・安全な商業・観光業用地を設け、被災施設の再建を行うことで、牡鹿半島および鮎川浜地区の復興を先導する魅力ある観光地を再構築します。

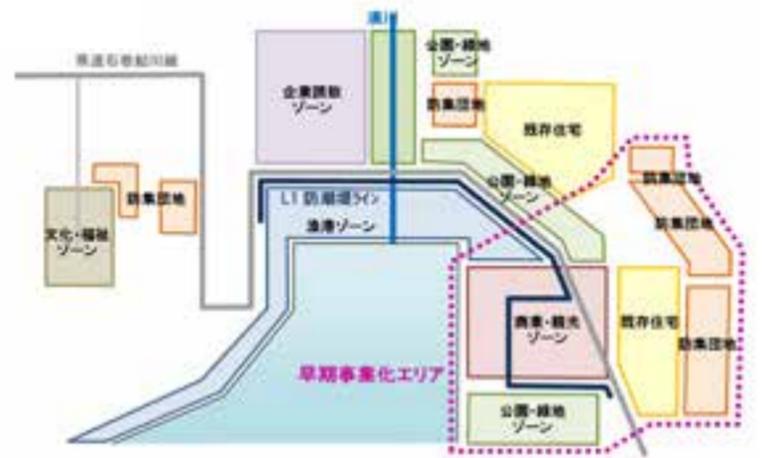


門脇・大街道地区保育所移転新築事業

震災により全壊流失した門脇保育所について、大街道地区を含めたエリアの保育所として、下釜第一地区土地区画整理事業地内に、子育て支援機能を併設した施設の整備を行います。



鮎川浜地区整備エリアの概要



＜これまでに採択された主な事業＞

